

## 平成27年第2回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月10日

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について
- 日程第 4 議案第 3 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 5 議案第 4 号 八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 6 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成27年度八雲町一般会計補正予算（第2号）)
- 日程第 9 議案第 7 号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 8 号 平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第11 議案第 9 号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 報告第 1 号 平成26年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第13 報告第 2 号 平成26年度八雲町病院事業会計予算の繰越について
- 日程第14 報告第 3 号 平成26年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について
- 日程第15 発議第 1 号 外国人技能実習制度の拡充を求める意見書
- 日程第16 発議第 2 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書
- 日程第17 発議第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第18 発議第 4 号 2016年度教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第19 発議第 5 号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書
- 日程第20 発議第 6 号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第21 発議第 7 号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第22 発議第 8 号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 日程第23 発議第 9 号 オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書

- 日程第24 発議第10号 憲法を守り、安全保障関連法案の廃案を求める意見書  
日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について  
日程第26 議員派遣の件

○出席議員（16名）

1番	佐藤智子君	2番	横田喜世志君
3番	安藤辰行君	4番	岡島敬君
5番	三澤公雄君	6番	掛村和男君
7番	田中裕君	8番	赤井睦美君
9番	牧野仁君	10番	大久保建一君
11番	宮本雅晴君	副議長	12番 千葉隆君
13番	岡田修明君		14番 黒島竹満君
15番	斎藤實君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近真君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君	総合病院建設企画課参事 会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	三澤聡君
農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	佐藤隆雄君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	馬着修一君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	瀧澤誠君	学校教育課長	荻本和男君
社会教育課長 兼図書館長		体育課長	浅井敏彦君
郷土資料館長	足立直人君		
町史編さん室長			
学校給食センター所長	小栗由美子君	学校教育課参事	本庄伯幸君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	齋藤真弘君
総合病院管理課長	成田耕治君	総合病院医事課長	五十川厚子君
総合病院建設企画課長	沢野治君	消防長	大泉達雄君
八雲消防署長	桜井功一君	八雲消防署管理課長	大淵聡君
八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君		

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	前小屋忠信君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	手塚剛君		

## ○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前 10 時 00 分]

### ◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は 16 名です。

よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に赤井睦美さんと斎藤實君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。

本日の会議に町長より追加議案 1 件が提出されております。

また、議員発議によります意見書案が 10 件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件が提出されております。以上でございます。

### ◎ 日程第 2 議案第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 2 議案第 1 号八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） おはようございます。それでは、議案第 1 号八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本件は平成 27 年 3 月 31 日、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、八雲町税条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは議案書ではなく、要旨をまとめた概要説明により主に説明させていただきます。

概要説明の 3 ページからご覧いただきたいと思っております。適用期日が平成 27 年 4 月 1 日、平成 28 年 1 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日の 4 区分となっております。

最初に平成 27 年 4 月 1 日適用分からご説明申し上げます。1、条例第 31 条法人町民税均等割の税率にかかわる規定の改正は、議案書では 2 ページで、地方税法の改正により均等割額の課税標準である資本金等の額にかかわる定義の改正で、根拠法を法人税法から地

方税法へ変更しようとするものであります。2、条例第48条法人町民税の申告納付に係る規定の改正は、議案書では4ページで、法人税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備を行ったものであります。3、条例第50条法人の町民税に係る不足税額の納付の手續にかかわる規定の改正は、議案書では5ページで、法人税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備を行ったものであります。4として、条例第57条固定資産税の非課税となる社会福祉法人等の申告等にかかわる規定の改正は、議案書では6ページで、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備を行ったものであります。5、条例第59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告にかかわる規定の改正は、議案書では同じく6ページで、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備を行ったものであります。6、条例附則第7条の3の2にかかわる規定の改正は、議案書では13ページで、地方税法の改正により個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除にかかわる居住年の期限を平成29年から平成31年に、税額控除の適用を平成39年度から平成41年度に2年間延長する規定の整備を行ったものであります。

以上、6件の改正については、現行の取り扱いから変更はないものであります。7、条例附則第9条、第9条の2、個人の町民税の寄附金控除にかかわる申告の特例等にかかわる規定の改正は、議案書では13ページから14ページで、地方税法の改正によりふるさと納税の申告特例、いわゆるワンストップサービスにかかわる規定の追加を行ったものであります。現在、ふるさと納税を行った場合、所得税の確定申告をすることによって、所得税と住民税で最大寄附額から2,000円を控除した額を税制上の優遇を受けることができますが、附則第9条、附則第9条の2の規定の追加により、所得税の確定申告をしなくても、ふるさと納税をした市町村から納税者の住所所在地の市町村へ申告特例通知書を送付することにより、住民税のみ税額控除を行えるよう、規定の整備を行ったものであります。ただし、このワンストップサービスの適用を受けられるのは、給与所得者など確定申告を要しない方に限られ、寄附先が5団体以内の場合に限定されているところであります。8、条例附則第10条の2にかかわる規定の改正は、議案書では14ページから15ページで、地方税法の改正により固定資産税で法で定める特定施設について、上限下限の範囲内で軽減を定めることができる地域決定型地方税特例措置の適用が、津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設及び概要説明の4ページであります。高齢者の居住の安定確保に関する法律の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅を追加、改正されたことによる規定の整備を行ったものであります。9、条例附則第11条土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義にかかわる規定の改正は、議案書では17ページで、地方税法の改正により固定資産税の土地の課税標準額の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。10、条例附則第11条の2、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例にかかわる規定の改正は、議案書では18ページで、地方税法の改正により土地の価格が下落した場合における評価額の修正の特例について、適用期限を3年間延長する規定の整備を行ったものであります。11、条例附則第12条宅地等に対して課する平成27年度から29年度までの各年度分の固定

資産税の特例にかかわる規定の改正は、議案書では 18 ページから 20 ページで、地方税法の改正により宅地に対して課する固定資産税の負担調整の特例について適用期限を 3 年間延長する規定の整備を行ったものであります。12、条例附則第 13 条農地に対して課する平成 27 年度から 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例にかかわる規定の改正は、議案書では 20 ページで、地方税法の改正により農地等に対して課する固定資産税の負担調整の特例について、適用期限を 3 年間延長する規定の整備を行ったものであります。13、条例附則第 15 条特別土地保有税の課税の特例にかかわる規定の改正は、議案書では 21 ページで、地方税法の改正により特別土地保有税の課税の特例について適用期限を平成 29 年度まで 3 年間延長する規定の整備を行ったものであります。9 から 13 までの改正は、これまでの取り扱いを延長させるための改正でございます。14、条例附則第 16 条軽自動車税の税率の特例にかかわる規定の改正は、議案書では 21 ページから 22 ページで、地方税法の改正により一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定の整備を行ったものであります。本制度は三輪車、四輪軽自動車の電気、天然ガス、ガソリン等の区分、ガソリン車の燃費に応じ、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新車を取得した場合、平成 28 年度に限り税率を 75%、50%、25% 軽減するものであり、詳細は概要説明 5 ページ上段の表のとおりでございます。概要説明 5 ページとなります。平成 26 年度改正条例附則第 6 条に係る規定の改正は、議案書では 24 ページで、先に説明しましたグリーン化特例の新設にかかわる地方税法の改正に伴い条文の整備を行ったものでございます。

次に平成 28 年 1 月 1 日適用分としてでございます。1、条例第 33 条個人町民税所得割の課税標準にかかわる規定の改正は、議案書では 3 ページで、地方税法の改正により改正所得税法で所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法上の計算の例によらないこととする規定の整備を行ったものであります。2、条例第 36 条の 3 の 3 個人の町民税にかかわる公的年金等受給者の扶養親族申告書にかかわる規定の改正は、議案書では 4 ページで、所得税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備を行ったものであります。この 2 点による改正で町民税に与える影響はないものであります。

次に、平成 28 年 4 月 1 日適用分として、1、条例第 23 条町民税の納税義務者等に係る規定の改正は、議案書では 1 ページで、地方税法の改正により法人町民税における恒久的施設の規定が地方税法に規定されたことによる適用条文の整備を行ったものであります。2、条例附則第 4 条法人町民税の納期限の延長に係る延滞金の特例に係る規定の改正は、議案書では 12 ページで、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備を行ったものであります。3、条例附則第 16 条の 2、たばこ税の税率の特例に係る規定の削除は、議案書では 22 ページで、地方税法の改正により旧 3 級品に係る特例税率廃止による規定の削除を行ったものであります。旧 3 級品たばこについては、これまで国・道・市町村分のたばこ税を特例として軽減してきたところではありますが、たばこ税法、地方税法附則の規定の追加により概要説明 6 ページ上段の表のとおり、税額を来年から 3 年かけ特例軽減分

の圧縮をし、4年目である平成31年4月からは本則課税の税率とするものであります。

次に、概要説明6ページ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行の日の適用分として、施行日を政令にゆだねるもので、具体的には平成27年4月3日付の政令により、施行日が平成28年1月1日としての改正となるものであります。改正の趣旨は番号法に基づく個人番号、法人番号の利用に当たっての規定の整備で、概要説明6ページから7ページのとおり条例第2条から条例附則第10条の3まで13条文にわたり、その条文の整備改正を行おうとするのであります。

以上が、八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。

議案書1ページから31ページの具体的な改正条文、附則については、ただいまご説明申し上げました概要説明の内容の他は、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、説明は省略させていただきます。議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 概要の6ページ、番号法の施行の日適用ということでもありますけれども、今、国会でも取りざたされていますけれども、年金情報の多大な流出ということで、今マイナンバー法についてもその疑義が問われているところでもあります。それを先取りして、こういうふうに変則化するというのはいかなるものなのでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員おっしゃる心配は最もなのかなと思っております。しかしながら私ども地方公共団体、市町村としては、国の施策として既に税関係の番号法利用に関してはもう規定されている事項で、その準備についても法規定で進められているという中では、その心配があるのは分かりますけれども、このような条例整備を行って、来年1月1日からの利用に向けて準備をしていかなければならないというふうに思っています。そのセキュリティ上の関係については、これからも国の方で議論されるでしょうし、私もこの番号法の活用にあたっては民間の電算処理会社にある意味、事務を委託しているというような部分もあります。それらについては十分、今までもそうですけれども、セキュリティに関しては厳しく指導していきたいと思っておりますので、何とぞご理解のほどをお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） こちらの思いも察して下さって、感謝いたしますけれども、や

はりこのマイナンバー法による条例改正というのは、かなりの危険を伴うものだと思いますので、今一度見直すというお考えはないでしょうか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 既に国税申告で、所得税申告だとかも含めて、その連携に当たっての準備が進められています。そういう中で国として法的にもう決められた中で進めてきている準備ですので、一市町村としてこれを拒むということになれば、業務に多大な支障が出ると。これは民間の企業も含めて、今はもう既に準備を初めているわけですから。うちが業務に支障が出るだけでなく、全国各法人からの申告も受け付けるという中であれば、民間の企業に対してもご迷惑をかけるということになるんでしょうから。これについては、国の考え方が変わらない限りは進めていかざるを得ないというふうに考えます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。税条例等の一部を改正する条例は、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日に適用する項目が多々含まれています。今年10月には住民票を持つ全員に12桁の番号、マイナンバーが通知されます。事業所は来年1月から従業員の給与からの税、社会保険料の天引き手続などに番号を使うことが義務づけられているため、従業員の配偶者、扶養家族の番号を勤め先に申告することになります。事業者は膨大な番号の管理が求められ、システムの更新整備の費用や人的体制の確保が重い負担となります。自治体職員の業務も過重になります。まだ施行前にも関わらず、安倍政権は国民の預貯金や健康診断情報など、民間機関が扱う情報にも拡大する法案を今国会で成立させようとしています。

さらに、医療情報や自動車登録などへ拡大する方針を打ち出しています。こうした最中、日本年金機構による125万件に及ぶ個人情報流出が明らかになり、不安の声が高まっています。個人情報の漏えいは先行して実施した国々で大きな社会問題になっています。イギリスは人権侵害の危険や巨費が浪費されるとして、廃止になっています。アメリカでは社会保障番号の流失、不正使用による被害が年間20万件を超えるとの報告があります。韓国では1億人を超える漏えいがあり、情報の売買が大問題となっているということです。スウェーデンでは成り済ましが横行、犯罪の温床になり見直しになっています。ドイツでは

行政機関の番号使用を規制するなど、運用が限定的となっています。日本ではベネッセの2,070万人の情報流出が記憶に新しい事件です。現時点では完全に個人情報を守る効果的なシステムは確立されていないのです。

したがって、制度の弊害が大きいマイナンバー法の施行を見込んだ条例改定には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎ 日程第3 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第2号渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第2号渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更についてご説明申し上げます。

32ページをお開きください。この度の規約変更につきましては、平成27年3月31日付けで南渡島青少年指導センター組合が脱退することになったことから、渡島公平委員会規約の別表に記載している項目から団体名を削除しようとするものであります。附則として、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するというものであります。

以上、簡単であります。議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第3号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第3号辺地に係る総合計画の策定について、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。本件は落部地区の飲用水供給施設の整備の他、4事業の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、同法第3条第4項の規定に基づき、あらかじめ北海道と協議の上、当該辺地に係る財政上の計画、総合整備計画を策定する必要があり、その協議が平成27年5月20日付で整ったことから、同法同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

はじめに本法律、辺地対策事業債の概要についてご説明いたします。辺地対策事業債は過疎対策事業債と同様に公共的施設の整備に係る財源として認められる地方債であり、対象は住民の生活に必要な道路、飲用水施設等の公共施設、産業の振興に欠かせない農業、水産業における経営近代化施設など、過疎債より若干限定があるにもかかわらず、ほぼ同様のものであります。ただし、交通条件、生活文化条件が他に比して恵まれない辺りな地域に限定するものであり、その辺り度の判断基準として学校、医療施設、役場等の距離、列車、バスなどの交通機関の状況を一定の数値で指数化。辺地度点数と称し、その辺地度点数が100点以上の地域が辺地として認められるものであります。その辺地において、公共的施設の整備に当たり辺地対策事業債を利用しようとする場合は、先に説明した辺地ごとに総合整備計画の策定が必要であり、議会の議決後、総務大臣へ提出することとなります。

なお、当該辺地総合整備計画において、新たな公共的施設の整備、辺地対策事業債の利用が発生したときは計画の変更の取り扱いであり、同様の手続を必要とし、議会の議決を得る必要があります。辺地対策事業債はその償還にあたり、償還額の80%が普通交付税により措置されるもので、他の起債に比し有利な起債であります。しかしながら、過疎指定町村においては辺地対策事業債が利用できる場合においても過疎対策事業債を優先させることが原則となっておりまして、合併後の新八雲町においてはこれまで利用実績がなかったものであります。

一方、過疎対策事業債は従来、国への申請額どおり借り入れ出来ていたものであります

が、ここ数年過疎指定町村の要望申請が大きくなり、申請額の総額が国が定める地方債計画にある予算額を大幅に上回っていることから、各市町村とも申請額どおりに借り入れが認められない状況が続いているという実態であります。この状況を受け、過疎指定町村であるにもかかわらず辺地度点数が基準を満たす地域の事業においては、辺地対策事業債を利用するよう北海道から指導を受けたことから、この度の提案となった次第であります。

それでは、今回策定しようとする辺地総合整備計画を説明いたします。34 ページをご覧ください。策定しようとするのは、3カ所の辺地に係る平成 27 年度から平成 31 年度にかけての辺地対策事業債を活用し整備しようとする事業で、第 1 に落部地域と入沢地域を一体で設定する落部辺地であり、飲用水供給施設配水管布設替整備事業 1 億 4,893 万 1,000 円は、八雲地域簡易水道事業特別会計における本年度以降の配水管布設替整備、消防施設耐震貯水槽整備事業 2,762 万 3,000 円は、平成 28 年度からの落部スポーツ公園及び落部小学校の隣接地に予定する消防貯水槽の整備、経営近代化施設衛生管理施設整備事業 2 億 5,593 万 2,000 円は、落部漁業協同組合が計画する平成 27 年度卸売市場、平成 28 年度計量出荷施設の整備に係る補助金に対し、辺地対策事業債を利用しようとするものであります。次に熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、飲用水供給施設相沼泊川簡水施設整備事業 1 億 7,280 万は、熊石地域簡易水道事業特別会計における平成 28 年度以降に計画する浄水場の計装設備の整備及び平成 29 年度以降に計画する配水池の滅菌設備の整備に対し、辺地対策事業債を利用しようとするものであります。第 3 として、熊石関内町と熊石西浜町一帯で設定する熊石関内辺地であり、飲用水供給施設配水管布設替整備事業 5,507 万 7,000 円は、熊石地域簡易水道事業特別会計における今年度以降の配水管布設替整備に対し、辺地対策事業債を利用しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第 3 号、辺地に係る総合整備計画の策定についての提案説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） まず、辺地っていう言葉なんですけどね。これは国でもそういう呼び方を、辺地という言葉を使い出しているのかどうか。合併すると端々から寂れていくというのは全国的に見ても、実証済みなんですけどもね。いみじくも落部は別にして相沼、関内地区においては、端なんですよね。端っこにある地域なもんですから、町でもあの地域は辺地だっていうふうな認識でこのような事業を推し進めようとしているのか、その見解をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。辺地といえども私ども住民としてそこに住んでいるものですから、辺地という言葉でなくもっと違う言葉ないのかなと思って、今説明聞いていたんですけども。どのようなご見解をお持ちか、お聞かせ願いたいんですけど。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員ご質問の趣旨は、私も実は今の時代にはそぐわないのではないかなという思いではいたところです。

これは法律に規定されている言葉でありまして、先ほど申しましたけども法律の名称がですね、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律ということで、法律においてははっきりと辺地という言葉定義づけしているということでありまして。この辺地という言葉差別的だというようなことからですね、行政上使わないということにはならないのかなと。で、この法律自体がですね昭和 37 年に議員立法で出来たと。それ以降、継続的にこの法律が施行されているということから、当時はこのような名称でも問題なかったということなんでしょうけれども、今となっては議員がおっしゃるとおり、どうなのかなというふうに私も思っています。

しかしながら、法律で規定された定義でありますから、行政上の手続としてはこの名称というか、定義付けされた辺地という言葉を使わざるを得ないだろうと。決してこの辺地と今指定しました熊石地域の部分がですね、法律に定めるような辺地だというようなことで差別的な取り扱いをするというようなことを行政側、八雲町として取るというような思いではなく、あくまでも法律に定められた有利な起債を利用していこうというような趣旨でございますから、ご理解願いたいと思います。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） まあ、前にこの言葉を使う前に過疎地ということも私も非常に抵抗持ってたんですけど。今度は辺地という言葉で、これからそういう辺地という言葉が通常の言葉となって、これからどんどん行政の中で進んでいくと思って、これは時代の流れから言ってしょうがない言葉かなと思って、自分で納得しようとしております。

ただ、日本語に非常に差別という言葉があるんですよね。今、課長は差別でないですよと言えども、地域を呼称するにはなんらの用語を使わなきゃいけないから。この辺地という言葉はこれからなるべく抵抗のないような形で議論していきたいと思います。そこでね、今まで利用実績がなかったということなんですけども、今後、これからこの辺地という言葉が導入された、まあ昭和 37 年からやってるって言うんですけども、これからどういうふうな事業が当町において該当になっていくんでしょうか。ちょっとその確定な言葉でなくても、想定内の言葉で結構ですから、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） この辺地の言葉の使い方、これについては置きまして。辺地対策事業債、非常に有効な起債であります。あくまでも先ほど説明しましたが、合併後の新八雲町としては利用実績がなかったわけなんですけども、旧八雲町時代には一時過疎地域指定が外れた時期がありまして、その時期にはこの辺地対策事業債をかなり有効に活用したというような実績があるところでもあります。そういう意味で財政的には非常に有利だということで、財政当局としてはむしろ、この辺地対策事業債が出来れば活用したいという思

いでおります。

それで、今後の想定されるような事業でございますけれども、現在の段階ではこの度提案いたしました3つの辺地地域における事業というものが確定というか、目に見えている事業であります。それ以外に逆にいけば、この辺地というこの点数が100点以上という指標を上回る基準の地域でもって使えるわけですけれども、そういうような地域でどのような事業があるかと言えば、残念ながら熊石地域の今回お願いした泊川、関内以外は点数が出ないということで、この辺地対策事業債は利用できないのかなということでもあります。それと八雲地域でいけば、今回は落部辺地でありますけれども、それ以外で活用できそうかどうかというのは、黒岩、わらび野、上の湯、あと上八雲。この辺の地域で公共的な事業を施行する場合には活用できそうかどうかというふうに思っています。黒岩については、後ほど補正予算で提案いたします水産業の事業に係っては、辺地対策事業債を利用しようという思いで考えてまして。今後、早急にですけれども、道の方との協議を整えつつ、整った次第、同じように議会の皆様方にご議決をお願いしたいというような思いでおります。

他の地域については、現在具体的な事業が見えない中で確定したことがまだ申せませんので、可能性があるということだけでご理解願いたいと思います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 確認なんですけども。

今までは当町、八雲町においては合併特例債そして過疎債。これからは辺地対策事業債というこの3つの3本立てで今後、これらの表現がされるというふうな認識でいいんですね。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 有利な起債という意味でいけば、一番は辺地対策事業債。次が合併特例債なり過疎対策事業債が同列なのかなということ、主にこの3つを中心に起債を考えていくということになるんだろうと思います。ただし、国の定める地方債計画、要するに貸し手側が、政府機関のものが主でつくっているわけですけれども、辺地対策事業債、過疎対策事業債というのはそういう意味で予算の縛りがありますから、それに基づいて国の方で配分するということになりますから、残念ながら辺地対策事業債が主ということにはならないだろうというような思いでいます。今後、このような状況を踏まえ、28年度以降国が定める地方債計画がどのように展開されていくか分かりませんが、今までの経過からすれば、そのような形になるだろうというふうに思っております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、岡田君。

○13番（岡田修明君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

先ほど前段の方で、過疎債から辺地債の方でということ、道から指導を受けてこっちに持

ってきましたよってお話しされましたけれども。例えば、今回の飲用水関係の部分の割合が一般財源の持ち出し割合が4割くらい、他の二本の事業はほとんど微々たるものの一般財源ですけれども。過疎債を適用した場合と辺地債を適用した場合に、この一般財源の持ち出しの割合というのは変わるんでしょうか。それと、今の部分の関連で、飲用水のこれ布設替の部分だとかのランニングコストの部分だから、一般財源の持ち出しが多いというふうに判断していいですか。他の消防施設と経営近代化施設の場合はイニシャルコストだから、こういう負担割合としてとらえると、その辺のご説明ももう少しお願いします。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員ご指摘のとおり、この表だけでは確かに分かりづらいと思います。この辺地総合整備計画のこの表というのは、定められた表なのでこのようにつくっているわけですけども。実はこの一般財源の欄はですね、辺地対策事業債以外の起債もこの欄に含めるようになってます。ですので、飲用水供給施設の一般財源の欄が大きく見えるのは、この中に簡水の整備事業債も含まれて入ってます。実際に飲用水供給施設の場合、どのような財源措置というか起債の考え方かという、原則、辺地対策事業債、まあ過疎対策事業債もそうですけども、本来その事業に充てられる起債が主。飲用水供給施設で行けば簡水整備事業債が主であります。その簡水整備事業債と辺地対策事業債、過疎対策事業債は折半するという考え方。要するに起債対象額の2分の1ずつをそれぞれが負担するという事になりますから、例えば熊石相沼地区のこの飲用水供給施設で一般財源が5,805万2,000円になってますが、このうち簡水整備事業債が辺地債と同じように5,780万隠れているわけです。このようなつくりの表となっているので致し方ないんですけども、この辺は分かりづらいという意味ではご指摘のとおりです。ですから、一般財源というのはわずかになります。あくまでも施設建設整備費であって、一般的なランニングコストという分ではございません。あくまでも端数の分でございます。要するに起債が10万単位での計算になりますから、その端数分が一般財源の方に上乗せしているということで、ある意味全部10万単位であればですね、本当の一般財源は理論上は0ということになるということです。

それと、ご質問の前段にありました過疎債と辺地対策事業債との持ち出しというか、町負担の違いでございますけども。あくまでも償還になってからの交付税措置の残分がどうかということになるんだろうと思いますけれども。先ほど言いました簡水整備事業債における交付税措置もありますから、それらも相まって考えた場合ですね、簡水整備事業債と辺地対策整備事業債を適用した場合、交付税措置としては52.5%、要するに町の持ち出しとしては47.5%になるかと思えます。過疎対策事業債を適用した場合は交付税措置として47.5%、町の負担としては52.5%ということになりまして、5%の違いが出てくるということで、辺地対策事業債の方が有利だという考え方でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第5 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第4号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） それでは、議案第4号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案説明を申し上げます。

議案書35ページになります。本件は過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づいて、平成22年9月17日に策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、事業計画の変更が必要となり、当該変更にかかる北海道との協議が5月11日に整いましたので、法第6条第7項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

それでは変更内容についてご説明申し上げます。今回の変更は基幹農道整備事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けるためのもので、過疎計画書の26ページ中（3）の事業計画、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目中、事業名欄（1）市町村道、橋梁の次に議案書下段変更後の太枠のとおり（2）農道、基幹農道整備事業、農道修繕工L=2,550メートル、法面保護工4カ所を追加するものでございます。

以上、議案第4号の提案説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第6 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第5号工事請負契約の締結について提案説明いたします。

概要説明書1ページをご覧ください。本件は防災行政無線整備工事について5月26日に入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案書36ページをお開きください。工事の種類、八雲町防災行政無線（八雲地域）整備工事。契約の方法、特別簡易型総合評価落札方式制限付一般競争入札。契約の金額、4億2,994万8,000円。契約の相手方、大倉・渡部特定建設工事共同企業体。代表者、函館市本通2丁目55番5号大倉電気株式会社、代表取締役大倉直。工事代金の支払い方法、契約の定めるところによる。契約の締結の時期、平成27年6月中とし、本定例会におきまして議決をいただいた後といたします。工期につきましては、契約日より平成28年3月10日までを予定しております。

以上で議案第5号の工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第7 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第6号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第6号工事請負契約の締結について提案説明いたします。

概要説明書1ページをご覧ください。本件は消防救急デジタル無線整備工事について5月26日に入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案書の37ページをお開きください。工事の種類、八雲町消防救急デジタル無線整備工事。契約の方法、特別簡易型総合評価落札方式制限付一般競争入札。契約の金額、2億8,620万円。契約の相手方、岩越・八雲電業社・イナミ特定建設工事共同企業体。代表者、二海郡八雲町三杉町13番地10、株式会社岩越電機。代表取締役、田中恒彦。工事代金の支払方法、契約の定めるところによる。契約の締結の時期、平成27年6月中とし、本定例会において議決をいただいた後にいたします。工期につきましては契約日より平成28年3月10日までを予定しております。

以上で議案第6号の工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第8 承認第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は平成27年度八雲町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 承認第1号専決処分の承認を求めることにつきまして、提案説明の前に私からお詫びを申し上げます。25年度繰越明許費におきまして、事務的ミスにより26年度会計決算において、一般財源の不足が判明しましたことから専決処分をさせてもらいました。単純な事務のミスであり、大変申しわけなくお詫び申し上げます。

詳細につきましては財務課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書60ページからご覧願います。本件は平成25年度一般会計繰越明許費において、歳出決算額に対し、歳入が不足している状態であることが判明したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成27年度予算から平成25年度繰越明許費へ繰り上げ充用し、補填することにより歳入歳出同額を持って決算とするべく、平成27年度八雲町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1に基づき、平成27年5月29日に専決処分いたしましたので、同法第3項に基づきこれを報告し議会の承認を求めようとするものであります。繰越明許費は当該年度の歳出予算の一部を翌年度に延長して執行する措置であり、その措置の成り立つ条件としては、繰り越される歳出に伴う財源が確保されているか、あるいは、そのための所要財源以上の剰余が常に存在し、通常の当該年度予算の執行とは別個に会計し、当該繰り越し予算の歳出の執行になんらの影響を及ぼさない保障が必要なものであります。

今回の平成25年度一般会計繰越明許費12事業、6億3,116万3,000円の平成26年度執行においては、歳入の町債、具体的には熊石福祉センター改築事業に係る合併特例債において、平成26年3月の予算計上時にその予算額を過大に算定してしまったことから歳入不足を生じたものであり、平成27年1月の借入手続時に借入額と予算額との乖離についての検討を怠り、平成27年5月31日の出納整理期間終了期日まで至ったことから、平成26年度予算ではなく、平成27年度予算からの繰り上げ充用となり、繰越明許費全体としての歳入不足額796万9,065円を補てんする補正予算を議会へ上程する間が無かったものであり、専決処分により、補正予算を決定したものであります。

原因は私を初めとした財政担当者の基本的な事項の錯誤、点検漏れによるものであり、ここにお詫び申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

それでは、平成27年度八雲町一般会計補正予算（第2号）について説明します。

議案書62ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれに797万円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億2,317万2,000円にしようとするものであり、平成25年度繰越明許費繰上充用金の追加の補正で

あります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明します。議案書の 66 ページ下段であります。16 款 1 項 1 目平成 25 年度繰越明許費繰上充用金 22 節補償補填及び賠償金において 797 万円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく 66 ページ上段であります。19 款 1 項 1 目繰越金 797 万円の追加で、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 797 万円の追加であります。

以上で承認第 1 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）の説明とします。今後はこのようなことがないように、各種書類の付け合わせ、点検の徹底に留意するとともに、緊張感を持った財政運営へ意を新たに努めたいと思いますので、何とぞご理解、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） どうも分かりづらいんですけども。くまいし館の工事にあたり、外構とか合併特例債に適用される以外のものも含んで、その合併特例債で出来ると見込んで予算を組んでいたということのようですけれども。過大見積もりっていうことで、つまり合併特例債の性質上返さなければいけない部分が出てきたということなんですか。すいませんけども、説明お願いします。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員が今おっしゃられたとおりでございまして、起債の算定、予算時に算定を過大に見積もったということでもあります。これは、合併特例債だからということではなくてですね、先ほど出ました過疎債でもなんでもそうですけれども、要するに起債の基本的な考え方として、施設に伴う外構工事に関しては施設と一体となっているものに限られると。要するに今回は旧職業訓練所の跡地を駐車場としてふれあい館の方に、利用するというような事業内容だったわけでありまして。これは町側としての考え方としては、それで問題はないわけですが、これが一方では道なり国から見ますと、施設と離れると。逆にいけば他の目的にも利用されるというような判断がされるわけがあります。こういうようなものについては起債としてはなじまない。合併特例債だけでなく他の起債においても同じような考え方に立っています。

ですので、予算時にはこれを誤って起債として見込みましたけども、実際の借入、要するにお金を借りる時ですけども、その申請手続においてはこれを除外して申請したわけでありまして。ですので、新たにこれからお金を返すということではございません。結果論として、繰越明許費という 1 つの会計処理の中で、全体額として先ほど言った 790 万相当が不足したということでありまして、これを年度間のやりとりで補って決算をす

るということであります。外部または熊石の工事の整備に当たって、民間業者等にも一切ご迷惑をかけるということではなく、私どもの事務上の手続上での処理のものでありまして、一切、お金をこれから返還するだとか、どこに例えば負担をしなければならないというようなものではないものであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時22分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第9 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第7号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第7号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書38ページであります。この度の補正は歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれに3億1,852万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億4,169万4,000円にしようとするものであり、ホタテ養殖関連施設整備事業他、11の事務事業の追加の補正であります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の48ページであります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費202万8,000円の追加は、役場本庁舎地下ポンプ室が4月3日の大雨により水没したことによるポンプの分解整備、自動制御盤の交

換に要する費用として11節需用費、器具修繕料105万6,000円であります。また、13節委託料においては昨年6月に行政不服審査法の改正が行われ、これにより関連する360件余りの法律及びその政省令が見直されるところであります。これに対応する八雲町の条例規則も当然改正が必要であり、その改正を法の施行期日である来年4月1日までに終えなければならず、これまで直営での作業を検討してきたものの、その業務量が相当なものとなることが判明したため、専門業者へ委託しようとするものであり、例規改正業務委託料97万2,000円を計上するものであります。2目企画調査費、19節負担金補助及び交付金100万円の追加は域学連携推進事業補助金で、昨年のふるさと応援寄付金の寄附目的に沿うものであり、上智大学の学生等を八雲町に招き、八雲町の産業体験を通じ交流する中から今後の展望を見出そうとするもので、この計画がこのほど上智大学側と整ったことから、補正しようとするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費97万5,000円の追加は、熊石デイサービスセンターの機械器具修繕料にかかわる介護保険事業特別会計繰出金であり、内容につきましては介護保険事業特別会計の補正予算議案で説明いたします。8目臨時福祉給付金給付事業費3,132万4,000円の追加は、昨年4月の消費税率引き上げに伴う低所得者の方に与える負担の軽減施策であり、昨年度に引き続き国が実施する臨時的な給付金の給付事業であります。給付対象者は市町村民税が扶養親族等含み課税されていない方で、給付額は給付対象者1人につき6,000円であります。3節職員手当等から13節委託料までは給付事務に係る事務費の計上で、19節負担金補助及び交付金2,400万円は臨時福祉給付金対象者を4,000人と見込んでの計上であります。なお、給付事務は7月広報にてお知らせし、9月中旬に対象者への申請案内を行い、10月下旬から給付しようとするものであります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金61万2,000円の追加は経営体育成支援事業補助金で、この補助金は持続可能な力強い農業を実現するための各集落ごとの人農地プランに基づき、中心的経営体が導入する機械等に対して国が支援するものであり、このほど入沢地区のごぼう栽培農家が導入する作業機械に補助金が認められたことから、予算を補正し補助金を交付しようとするものであります。

議案書の50ページになります。3項水産業費、4目漁業構造改善事業費、19節負担金補助及び交付金2億1,623万6,000円の追加は、初めにホタテ養殖漁業の生産者団体である八雲地区ほたて共同会が会員数の増加により、既存の施設機械等では作業に支障が生じることとなったため、新たに共同作業場1棟1,179平米を建設し、ホタテ自動穴あけ他、養殖機械機器を導入する総事業費3億1,720万7,000円の計画に対し国の補助金が認められたことから、その決定額を養殖関連施設整備事業補助金として2億1,055万8,000円を予算化し、交付しようとするのであります。

次に黒岩地区のホタテ養殖漁業者の共同利用施設である海水供給施設が、老朽化とともに漁港の整備による遠浅化から取水能力が大幅に減少しているということから、新たに整備する必要が生じ、八雲町漁業協同組合が今年度と来年度の2カ年で総事業費2億4,042万2,000円の計画を策定し、この計画に対する国の補助金を申請していたところ、このほ

ど認められたため予算補正する必要が生じたところです。

本事業は、他の施設整備に比し事業費が高額であることから、養殖漁業者の負担が大きく、主要な生産者・地域を維持し守る観点から、八雲町漁業協同組合が独自に事業費部分に係り、3分の1相当額、消費税相当の一部についても負担支援することを決定したことから、町としても事業費分について漁業協同組合に準じ、補助金を交付しようとするものであります。本年度は実施設計のみでありますから、衛生型蓄養海水供給施設整備事業補助金として567万8,000円を予算化し、交付しようとするものであります。

7款1項商工費、6目地熱開発調査事業費708万3,000円の追加は、昨年度に引き続いた熊石地域における地熱開発理解促進関連事業であり、このほど国からの補助金の決定通知があったことから、予算補正するものであります。本年度は昨年度の視察、勉強会の成果を踏まえ、発電事業、発電後の町施設の利用、発電後の温泉熱利用の可能性の検討を目的として、その利活用に係ると見込まれる熊石地域の方々による協議会を立ち上げ、実施しようとするものであり、専門家による検討作業に要する費用として、13節委託料に地熱開発理解促進関連事業調査業務委託料496万8,000円、協議会委員、職員の先進地視察に関わり19節負担金補助及び交付金に地熱開発理解促進関連事業補助金、9節旅費にその必要経費を計上しようとするものであります。

9款1項消防費、1目常備消防費、11節需要費143万4,000円の追加は車両整備費であり、熊石消防署に配備の水槽付消防ポンプ自動車においてポンプに不具合を発見し、専門業者からはこのままの状態では使用不能の恐れがあるとの診断から分解整備しようとするものであります。3目消防施設費5,783万円の追加は、八雲消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新であり、このほどその購入に対しての国の補助金が認められたことから予算補正しようとするものであり、自動車車体の購入、消防車としての艀装経費として、18節備品購入費に消防ポンプ自動車購入費5,758万1,000円、購入に係る諸経費及び国への申請手続に要する費用として、9節旅費から27節公課費にその相当額の予算を補正をしようとするものであります。以上、補正する歳出の合計は3億1,852万2,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書44ページであります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金3,132万4,000円の追加は、歳出で説明しました臨時福祉給付金給付事業にかかわる給付金及び事務費に対する補助金で、歳出と同額であります。4目農林水産業費国庫補助金、1節水産業費補助金384万8,000円の追加は、歳出で説明しました黒岩地区のホタテ養殖漁業における衛生型蓄養海水供給施設整備事業にかかる補助金で、国庫補助対象経費の2分の1相当額であります。6目消防費国庫補助金1,508万4,000円の追加は、歳出で説明しました水槽付消防ポンプ自動車の整備に係る補助金であります。9目商工費国庫補助金708万3,000円の追加は、歳出で説明しました熊石地域における地熱開発理解促進関連事業に係る補助金で、歳出と同額であります。

15款道支出金、2項道補助金、5目農林水産業費道補助金2億1,117万円の追加は1節農業費補助金で、歳出で説明しました経営体育成支援事業補助金で歳出と同額。3節水産

業費補助金で、歳出で説明しました八雲地区ホタテ共同会が実施する養殖関連施設整備事業に対するアイヌ農林漁業対策事業補助金で、補助対象経費の60分の43相当額で、歳出と同額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金100万円の追加は、歳出で説明しました上智大学との域学連携推進事業に係る経費について基金から繰入しようとするものであります。

19款1項、1目繰越金911万3,000円の追加は前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。

議案書46ページになります。21款1項町債、3目農林水産業債180万円の追加は、衛生型蓄養海水供給施設整備事業費に対応するものであります。5目消防債3,810万円の追加は、水槽付き消防ポンプ自動車の整備費に対応するものであります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の3億1,852万2,000円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書41ページであります。第2表地方債の追加は衛生型畜用海水供給施設整備事業180万円、消防自動車整備事業3,810万円であります。

以上で議案第7号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 1点だけお聞かせ願いたいんですけども。域学連携という言葉、前段の議員とのやりとりでいろんな議論あったんですけど。当町においては他所の町にないような各大学と色々な連携しているわけなんですけれどもね。そこで、この内容の充実っていうのをちょっと皆さんで検討していきたいと思うんですけどもね。私この各大学、北里から始まって日大、上智大、各大学において教育学部ってのは、私どこの大学でもあると思うんですよね。そうすると、教職員になるその実習っていうんですか、そういう1週間から10日間、教育長ありますよね。そうすると、そういうことも八雲町でやりますよと。どうぞ教育、ほとんどの学生は出身地の自分の母校に行つて教育実習するようになってんですけどもね、八雲町においてはこういうこともやっていますよという発信というのも、私は必要でないのかなと思うんですよね。これが各学校と連携して域学連携という事業を八雲町独自のやり方で進んでいっているんですけども、町外に対するアピール度も私ここで微妙に変わってくると思うんですけども。こういう事業もひとつ盛り込んでいったら、域学連携、非常によその町にないようなものが出来るんでないかなと思うんですけども。いかがでしょうか。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） ただいまの質問の趣旨は連携している大学の学生さんを

八雲町にいろんな意味での実習と申しますか、想定は多分、教育学部というか教員養成の学校での実習というに捉えて良いのかなというふうに思ったんですけれども。現在、連携を進めております札幌大谷大学、北里大学、日本大学、そして今回の上智大学でございますけれども。教育学部という形での学部はございませんけれども、それぞれの学部の受講の選択によって教員資格というのを取れるという学部といいますか、学科もございますので。教育学部でなくてもですね、そういった受け入れは可能であろうかというふうに思っています。実際、北里大学、日大は地元で演習林なり、牧場を持っているということで、学生さんが定期的に毎年実習に訪れております。そういった意味では大学の単位取得のための実習で八雲町に来ているということでございまして、そういう中で八雲町と色々な関係団体との交流や、町の施設を見学したり等で一定程度の効果があるというふうに見ております。

今後において、そういった受け入れ体制と申しますか連携のあり方ですね、協定を結んだ中でどういった形で学校側の求めるもの、それから八雲町が求めるものなど、そういった話し合いを通じて域学連携の拡大といいますか、連携の内容を充実させていければ良いのかなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） ちょっと特色があるやり方というのですね、みんなで研究して情報共有していきたいなと思って、たいしたことではないんですけどもあえて言わせていただきました。この事業に私も注視していきたいと思っておりますので。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） すいません、それを引き受けて気になったんで。

予算委員会の時には上智大学の上の字も聞いてなかった。ここ数カ月の間に進行してたものが表に出て来たのかもしれないけども。前もってこの大学にターゲットを絞ってどういうアタックというか、たまたま上智大学が手を挙げたのか、ある目的を持って上智大学に的を絞って交渉したのか。すいません、予算委員会の時ちょっと、大谷だとか今までの大学の名前は議論の中で僕らも知っていたからいろいろ質問したんですけど。唐突にこの上智大学って出てきたようにちょっと感じたものですから、もう少し上智大学と域学連携を進める狙い、またどうしてそこにターゲットを絞ったかも含めて、もう少しお話ししていただければと思います。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 今回、上智大学との連携がなぜなのかということだというふうに思います。実を言いますと、総務経済常任委員会では1度報告しているんですけれども、経緯を申し上げますと、去年の10月にJ C コムサの大河原社長さんからですね、

ふるさと応援寄附金に寄附をしたいという申し出がございまして。その寄附の目的は上智大学とのそういった交流事業を実施していただきたいということで、先行して町に寄附をしていただきました。大河原さんが上智大学出身ということもございまして、上智大学の方でその意向も大河原さんから聞いておりまして、昨年10月に八雲町に事務方が視察に訪れておりまして、上智大学として学生がどういった交流が出来るんだろうということの下見をしてですね、昨年の暮れから大学側としてどういうプログラムにしたらいいかという検討をしてきまして、ようやく向こうから提案されたものと八雲側が受け入れる体制の部分との調整が可能になって、今回の補正になったということでございますので。その辺が急に出てきた話と言え急なんですけれども、予算委員会の段階ではですね、具体的に申し上げる提案がまだ無かったということで、予算委員会では説明できなかったということで、ご理解いただければなというふうに思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） すいません、私もアンテナ張り不足で。そういうふうに進んでたということ知らなかったものですから。ちょっと上智大という名前聞くだけで、80年代に学生時代をやっていた自分にとっては、もうそれだけでドキドキしちゃうようなハイソな大学なんで。ちょっとびっくりしたやら何やらで、すいませんでした。

○議長（能登谷正人君） 他にございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第10 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 議案第8号平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議案第8号平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書 54 ページをご覧ください。この度の補正は、熊石デイサービスセンターの脱衣室天井に設置されているヒートパイプ式排熱回収装置が、腐食により一部破損し水漏れが発生したため、修繕が必要なことから補正をお願いするもので、介護保険事業特別会計歳入歳出予算のサービス事業勘定総額に、歳入歳出それぞれ 97 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1,890 万 9,000 円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 58 ページの下段をご覧ください。1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅介護サービス事業費 97 万 5,000 円の追加は、平成 9 年に建設され、18 年が経過した熊石デイサービスセンター脱衣室天井に設置されているヒート式排熱回収装置。これは熱交換式の空調換気装置でございますが、経年劣化により一部を破損し水漏れが発生したことにより、浴室からの排気熱と吸気よる外気との熱交換が出来なくなったため、利用者に安全で快適なサービスを提供するため、11 節需用費の機械器具等修繕料に 97 万 5,000 円を補正し、修繕しようとするものでございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。同じページの上段をご覧ください。2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 97 万 5,000 円の追加は、熊石デイサービスセンター修繕に係る経費に対する町の繰入金を計上したものでございます。

以上、議案第 8 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 11 議案第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 9 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 9 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 4 号）に

ついてご説明申し上げます。

別冊の議案書であります。この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 284 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 131 億 4,453 万 5,000 円にしようとするものであり、平成 26 年度の支出漏れ案件の他、1 件の事業の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明します。議案書の 5 ページ下段であります。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、13 節委託料 259 万 2,000 円の追加は、平成 26 年度の例規類集データベース保守管理業務の委託に係り、その業務委託料の支出漏れが判明しましたので、予算補正し早急に支払おうとするものであります。本業務は当八雲町の条例・規則等の改正後の編集、条例・規則等のデータ管理等を、年間を通し一括民間専門業者に委託しているもので、業務の執行、その経費の支払いについては、年度末の 3 月 31 日をもって完了報告の徴収、その内容の確認後、請求書の提出を求めるものであります。平成 26 年度の場合、請求書を受領していたにもかかわらず他の書類とともに保管してしまい、支払い事務の期限である出納整理期限の 5 月 31 日を経過した後の点検により判明したもので、これを平成 27 年度予算から支払わざるを得ず、相当な金額のため既定の予算では対応できないことから補正をお願いするものであります。

なお、毎年度、出納整理期間に入った 4 月には支出漏れ、収入漏れについて点検を指示しているところではありますが、本件の発覚の後、改めて 6 月 3 日、各課長・室長へ再点検の指示を発したところがございます。このような事態に陥ったことについてお詫び申し上げますとともに、今後、先に説明いたしました出納整理期間における点検作業について、より努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

12 目地域振興対策費 24 万 9,000 円の追加は、北海道市町村振興協会の地域づくりセミナーの制度を利用し開催していこうとするもので、6 月 2 日付で当協会から決定通知があり、10 月の実施に向け事務を早急に進める必要があることから、急きょ予算補正をお願いするものであります。本セミナーはテーマを「地域医療」に。病院関係者に限らず議員の皆様、町職員はもちろんのこと、広く町民を対象に講演会の他、ワークショップを実施しようとするもので、開催は 10 月を予定しております。要する経費は講師謝金の他、会場使用料、事務経費で、それぞれ必要額を各節に計上したものであります。以上、補正する歳出の合計は 284 万 1,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。

○議長（能登谷正人君） 説明中ですが、ちょっとお待ちください。

みなさん、議案別に配布してある議案書ありますので、いいですか。別紙、今日配布になりました。机上配付に今朝しましたけども、いいですか。

それではお願いします。

○財務課長（鈴木敏秋君） それでは歳入から説明をします。5 ページ上段であります。19 款、1 項、1 目繰越金 259 万 2,000 円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。20 款諸収入、5 項、7 目、5 節雑入 24 万 9,000 円の追加は、北海道市町村振興

協会の地域づくりセミナー開催支援事業支援金であります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の284万1,000円の追加であります。

以上で議案第9号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第12 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第12 報告第1号平成26年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 報告第1号平成26年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について説明いたします。

議案書68ページであります。繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。議案書69ページをご覧ください。繰り越す事業はこれまで議決いただいた2款総務費、1項総務管理費の移住定住促進事業から、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業までの17事業で、繰越限度額2億895万円の議決に対し、実際に平成27年度で繰り越した予算額、翌年度繰越額は1億9,697万3,000円で、財源内訳は記載のとおりでございます。このうち12事業、1億1,583万2,000円は平成26年度の国の補正予算、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策地域住民等の緊急支援のための交付金、地域消費喚起生活支援型及び地方創生先行型に係る事業でございます。

以上で、報告第1号平成26年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 以上で、報告が終わりました。

質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） ほとんどの事業は国の政策の中での繰越明許なんですけども。私、議員にならせていただいて、繰越明許費というのは基本的には特殊な事項がないとあまりすべきものではないよというふうに諸先輩から教わりながら来たもんですから、ここまで多いのは国の部分がほとんどなんですけれども、あると。そして今、地方創生の部分で各自自治体がものを考えていろいろやっていますよと、計画つくってやりなさいよという部分出てきましたけれども。この繰越明許費の考え方をある程度地方自治体が自由に一定の考え方のもとにやれるのであればですね、例えば土木関係だとか建設関係の部分の仕事が、4、5、6月が開いてしまって、どうしても雇用が通年で出来ないという部分の課題とかも八雲町にはあるわけですけども。そういった部分をですね、この地方創生の考え方のもとに八雲町で計画づくりをして、繰越明許費で2月、3月のうちに出してですね、4、5、6月でやれるような形ってというのは、このものの考え方として繰越明許は可能だというふうに考えてもよろしいでしょうか。その辺、ちょっとどういう見解かお伺いしたいと思います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員、今おっしゃられた趣旨というのは正解だと思ってます。繰越明許費というのは原則、地方自治体の会計制度として単年度主義、4月から3月まで1年間を区切りとして会計処理をするわけで、その例外規定として繰越明許費、1年にかかわらず3月から4月にかけて、またいだ形で事業を執行する制度としてのものです。

繰越明許費と同様に債務負担行為、継続費というあと2つの制度、これが単年度主義の例外として認められていること。もう1つ、やむなく繰り越さなきゃならないという意味で、事故繰越という制度もあります。ですから、単年度の例外としては4制度あるわけですけども、今議員おっしゃられたとおり、最近は繰越明許費を限りなく国の方では活用するような指示を出していますが、議員、今提案あったのは市町村の単独事業ということだと思いますが、市町村の単独事業においても利用できないことはありません。ただし、厳密には繰越明許費というのは年度内3月までに執行した中で次の年にまたぐ、具体的に言えば、例えば今言われたような工事の関係であれば、3月までに発注契約したものを4月、5月まで工期設定した中での事業ということになります。ただし、国が掲げる施策については、これによらずともよろしいというような法解釈がありまして、今回のこのたくさんさんの事業でいけば、何ら着手せず4月以降に予算を繰り越しているという実態であります。

ただ、地方の単独事業でいけば、先ほど言った法解釈に限定されるわけですから、3月中に着手しなければならないということになります。債務負担行為も同じ考え方で、年度

内に基本的には着手しなければならないわけでありまして、そういう意味で債務負担行為、繰越明許費、どちらかを選択した中で、今ご提案のあったような事業を施工するということになるんだろうと思います。ただし、地方の単独事業ですから、これら財源として単独事業に係る起債等を求める場合、一般的には繰越明許費というのは、なかなか有利な起債というのは難しいってというのは実態です。ですから、今議員が提案されたようなものは、一般的には債務負担行為という手続の制度をもって行うというのが一般的と。具体的に言えば、3月中に発注して、4月以降の支出に関しては次の年度の支出予算で計上すると。次の年度の支出予算でありますから、その年度の起債を申請するというような手続が、市町村の担当である我々からすれば、選択しがちな手法といえます。ただし、繰越明許費が決して悪い制度ではありませんから、その事業、事業に応じて使い分けというような判断になるかというふうに思っているところであります。

○議長（能登谷正人君） 了解ですか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時13分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第13 報告第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 報告第2号平成26年度八雲町病院事業会計予算の繰り越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 報告第2号平成26年度八雲町病院事業会計予算の繰り越しについてご説明をいたします。

それでは議案書71ページでございます。本件は地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成26年度八雲町病院事業会計予算の繰り越しについて、議会に報告するものであります。

72ページをお開き願います。別紙、繰越計算書によりご説明をいたします。事業名は医療備品等購入で、平成26年度予算計上額は9,522万4,000円であり、うち支払い義務発生額は6,260万3,000円であり、事業に係るものとして1,170万8,000円を平成27年度に繰り越ししたものでございます。繰越理由といたしましては、昨年11月第6回臨時会にて補

正をいたしました、人工透析関連機器更新に伴う建物付帯設備工事及び医療機器であり、透析用水を生成いたしますRO水製造装置に4カ月間を要し、この装置設置に伴う改修工事等で日数をしたことによるものでございます。繰越額に係る財源内訳は記載のとおりでありまして、不用額として2,091万3,000円が発生しております。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりました。

質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第14 報告第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第14 報告第3号平成26年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰り越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 報告第3号平成26年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰り越しについてご説明をいたします。

それでは議案書73ページでございます。本件は地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成26年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰り越しについて議会に報告するものであります。

74ページをお開き願います。別紙、継続費繰越計算書によりご説明をいたします。事業名は総合病院本館棟改築事業で、平成25年度から平成28年度における4カ年の継続費総額は42億9,800万円で、平成26年度継続費予算額は平成26年度の予算計上額に平成25年度繰越額を加えました30億8,926万1,000円で、うち支払い義務発生額は9億4,893万4,000円となり、差し引き残額21億4,032万7,000円を平成27年度に繰り越したものでございます。平成26年度末時点における工事の進捗状況につきましては44%でございます。繰越額に係る財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

続いて75ページでございます。事業名は電子カルテシステム等整備事業で、平成26年度から平成27年における2カ年の継続費総額は2億8,618万9,000円で、平成26年度継続費予算額は7,085万9,000円でうち支払義務発生額は3,905万3,000円となり、差引残額3,180万6,000円を平成27年に繰り越したものでございます。平成26年度はパソコン購入や各種システム整備に係るものでございます。繰越額に係る財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第 15 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 発議第 1 号外国人技能実習制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○9 番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9 番（牧野 仁君） それでは、発議第 1 号外国人技能実習制度の拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

現在、外国人技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を技能実習生を通じて諸外国に移転し、その国の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的としたものであり、地域経済と国際交流の活性化を同時に進展させている側面もある。

国は管理監督体制の強化を前提とした技能実習制度の拡充を内容とした見直しを検討しており、国の方針は歓迎するところではあるが、八雲町の水産加工業を含め、地方の実習生受け入れ団体は常勤職員の雇用がままならないのが現状であり、常勤職員数による実習生受け入れ枠を撤廃し、受入団体の希望する実習生を確保できるようにすることにより、さらなる地域経済の活性化が図られるものではないかという要望・意見が寄せられている。

よって、国においてはこうした地域の声に真摯に耳を傾け、地域経済の活性化や地方創生に寄与するべく、なお一層の技能実習制度の拡充が図られることを強く要望する。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 今現在、国会に外国人技能実習生法案が提出されているということで、実習期間が3年から5年に延長されることは地元加工業者からかねてより要望があり、実現することを私も望んでいます。しかし、国はこの制度を建設や介護分野にまで広げようとしています。同制度は日本の技能や知識を諸外国に移転し、その国の経済発展を担う人材育成を目的とした国際貢献というのが建前ではありますが、実習といいながら安上がりの労働力や人権侵害の温床と言われています。八雲町内ではそのようなことはないと思いますが、現状のままの制度では大変不安です。この意見書の中に「外国人労働者の権利が守られる制度に改めた上で」という文言を入れることはできませんか。

○9 番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） 今の佐藤議員の提案には賛同できません。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第1号に対して反対の討論をいたします。

この外国人技能実習制度において、労働監督機関が監督指導を実施した実習実施機関の違反率は約8割に及んでいます。このことから、政府は改定法案などを出してきたんだと思われまます。しかし、その中で外国人技能実習機構というものを作りますが、その新法人の体制は約330人という体制であります。そのことで外国人実習生の待遇が変わるとは思われましません。現に3万もある実習実施機関を見てまわるには、3年に1回ほどしかまわれないような人員配置です。先ほども質疑にもありましたように、研修や技能実習という名目で受け入れ、労働力の確保を図ってきてまます。その建前と本音のギャップの中で外国人労働者の権利が保障されず、国際的にも人身取引や強制労働だと批判されているものであります。

しかし、現状の水産加工業を含めた受け入れ団体の現状も分からないわけではありまませんが、そうした目的であるならば、受け入れ団体に対しての施策をすべきだというのが我々、共産党議員団の考えであります。そのためにこの法案に、この意見書の採択に反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めまます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されまました。

## ◎ 日程第16 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 発議第2号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 2 号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

今、国会において持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が成立し、国保の財源基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

記 1、人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の軽減調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。2、検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 17 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 発議第 3 号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 3 号地方財政の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し提案説明を行います。

地方自治体は子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域

交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含め地方版総合戦略の策定など新たな政策課題に直面しています。2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を求め、意見書を提出するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第18 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 発議第4号 2016年度教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 2016年度教育予算確保・拡充に向けた意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

2014年の厚労省「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率は過去最高の16.3%に達し、生活保護費の算定要素である生活扶助費についても削減が進むなど、就学援助を受けている子どもたちへの影響が懸念されています。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見書を提出いたしますので、議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 19 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 発議第 5 号農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 5 号農林水産業の輸出促進に向けた施策の充実を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

少子高齢化社会の到来により、農林水産物の国内マーケットは縮小する見込みにある一方、海外には、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加といった今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在する。

記 1、国や日本貿易振興機構（JETRO）等が一体となって支援し、ブランドの確立や産地間の連携を図るとともに、諸外国の輸入規制情報の提供や関連する相談窓口の設置、諸外国から要求される証明書の国による一元的な発行など、国内輸出事業者への支援策を行うこと。2、輸出先となる国や事業者から求められている HACCP、ハラール、GLOBALG. A. P とした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みや、GAP に関する規格・認証の仕組みの構築を推進すること。3、国内・海外商談会の開催や輸出に必要な情報の提供、輸出相談窓口体制の充実、トップセールスによる支援など、日本食文化・産業の一体的な海外展開を一層推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 20 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発議第 6 号平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 6 号平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、提出者を代表し提案説明を行います。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの 1 つとして最も重要なものである。最低賃金が上がらなければ、多くの方の生活はより一層厳しいものになっていき、北海道経済の停滞を招くことにもつながりかねない。

北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 27 年度の北海道最低賃金の改正にあたり、最低賃金の引き上げを図る際には、同時に中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とするよう国に強く働きかけをすることも含めた意見書になっております。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 2 1 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 7 号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8 番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8 番（赤井睦美君） 発議 7 号について、提案者を代表して提案説明させていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現をするためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要でありますことから、この意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 2 2 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 8 号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 8 号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考え方が確認

されました。

今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められているところであり、意見書を提出するものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 23 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 発議第 9 号オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第 9 号オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

アメリカ海兵隊の垂直離着陸機MV22 オスプレイが、ハワイでの訓練中に着陸失敗・機体炎上するという大事故を起こしたことが記憶に新しいと思います。これまでもアメリカ軍機の低空飛行訓練による騒音に加え、ケーブル切断、早明浦ダム墜落、高知沖墜落など事故が起きており、危険増加の不安の声が自治体、住民から上がっています。

よって、命、財産及び安心・安全な生活を守る立場から、オスプレイの運行を中止し、新たな配備計画を撤回することを求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

#### ◎ 日程第 2 4 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程 24 発議第 10 号憲法を守り、安全保障関連法案の廃案を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 10 号憲法を守り、安全保障関連法案の廃案を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

政府は、集団的自衛権行使を認め、日本が海外で戦争する国になる道が開かれる一連の法案を、今国会を延長してまで成立させようとしています。5月に国会に提出された安全保障法制は、これまで禁じられてきた戦闘地域への自衛隊派遣を認めています。また、銃弾が飛び交う戦闘現場になっても、活動を休止するだけで撤退はしない内容となっています。自衛隊員の武器使用については、自己防護に限られてきたものから大きく拡大されます。さらに、日本が攻撃されていないのに、存立危機事態と政府が判断すれば、他国との戦争に参戦することになります。重要影響事態と政府が判断すれば、日本周辺に限らず世界中で戦争支援を行うことになります。国際平和支援法案の軍事支援の中身は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行為のために発進準備をしている航空機への給油、整備も可能になります。

以上の集団的自衛権行使を具体化する平和安全法制整備法案や国際平和支援法案が成立すれば、戦後 70 年間日本国憲法第 9 条のもとで国際的信頼を得てきた日本の政治が大転換することになります。憲法を守り、安全保障関連法の廃案を求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論がございますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 反対討論がなかったのが非常に残念なんです。

今、大変なことなんです。我が国は三権分立を旨としてなっている国でございます。この三権分立は日本の場合、非常に力の配分が難しいです。例えば、旧帝国憲法を作るにあたってモデルとしたドイツ、ワイマール憲法を持ったドイツでは、今をもっても憲法を審査する裁判所、憲法の裁判所があります。だから今回のように参考人等が憲法について、憲法の学識経験者が違憲の判断をしたような法案が出ない立場です。その憲法を審査する裁判所が、そういった法案を審議するのを止めることができます。日本はそういう仕組みになってません。個々の違憲の状態になって、その違憲の被害があった方、と思われる方が訴えた場合にだけ最高裁判所が取り上げます。地方裁から含めて下から。つまり、事象が起こってからでなければ違憲判決が出せない仕組みになってます。そのことを国会は十分に分かって、法案を審議しなきゃいけない、そういう国はずなんです。

ところが今現状どうでしょうか。憲法を長年研究してきた方々が、与党の参考人として呼ばれた方々においても違憲だと言われている法案を、行政府の長が「私が合憲だと言っているんだから、この法案は間違いない」と言って押し切ったり、国権の最高機関である国会において、呼ばれている立場の総理大臣が、質問をしている国権の最高機関で代表して質問している方に対してやじを飛ばしたり、非常に異常な国会が行われている。

こういったことを同じ議員の立場として、またはこの同じ議会の立場である我々は、やはりこの推移を黙って見てはいけなないと。確かに今回の意見書は廃案を求める意見書となっています。私のこの賛成討論も厳密に言えば、廃案というよりも撤廃ということが相応しいかと思いますが。広く考えて、今回の国会の審議のあり方について、やはり議会同人として異議を唱えなければいけないと私は感じております。

ぜひ皆様の中でも、少し今言ったことに耳を傾けていただいて、ぜひこの意見書は通していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

#### ◎ 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

#### ◎ 日程第 26 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 125 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 27 年 2 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2 時 0 0 分〕